

愛媛県公害防止条例施行規則の改正について

(背景)

愛媛県公害防止条例では、水質汚濁防止法規制対象施設以外の施設に対して横だし規制を行うなど、法と条例が一体となった規制を行うことで、住民の健康を保護するとともに生活環境の保全等を図っている。

(概要)

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和7年環境省令第17号）が、令和7年5月26日に公布され、ほう素及びその化合物、弗素及びその化合物並びに硝酸性窒素等の暫定排水基準が見直された。また、日本産業規格の工場排水試験方法（JIS K 0102）が工業用水試験方法（JIS K 0101）と統合し、新たに5部編成の規格群として令和6年10月21日に公示・分冊化され、規格番号の変更が行われたことに加えて分析技術の向上に対応した新たな分析方法が導入されたことを踏まえて、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）」等にて引用している同規格のうち規格番号の変更に伴う公定分析法への引用番号の変更及び、導入が適当である新たな分析方法の公定分析法への適用を行う告示改正がなされ、令和7年4月1日より施行された。

これらを踏まえ、当該条例規則について、省令及び告示等に準じた規制を行った。

1 改正の概要

【暫定排水基準】

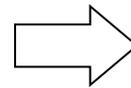
弗素及びその化合物の暫定排水基準に係る経過措置について、排水基準を定める省令の見直しとの整合を図るため改正。

(改正前)

項目	業種	基準値 (mg/L)
弗素及び その化合物	ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出 水を排出するものに限る。)	12

(改正後)

基準値 (mg/L)
10



【ニッケルの検定方法（条例施行規則第22条第2項及び第3項）】

横出し規制しているニッケル排水基準に係る検定方法について、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」等の施行等について（令和7年4月1日付け環水大管発第2504015号水・大気環境局長通知）に定める測定方法に合わせて改正。

(改正前) 規格 K 0102 の 59.1～59.4

(改正後) 規格 K0102-3 の 18.4、18.5 又は規格 K0102-3 の 4.5.3 に定める方法

(ただし、測定波長 232.0 nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格 K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)

2 施行期日

令和7年7月1日

【問い合わせ先】

各保健所又は県庁環境・ゼロカーボン推進課

機関名	電話番号
四国中央保健所衛生環境課	0896-23-3360
西条保健所環境保全課	0897-56-1300
今治保健所環境保全課	0898-23-2500
中予保健所環境保全課	089-909-8759
八幡浜保健所環境保全課	0894-22-4111
宇和島保健所環境保全課	0895-28-6109
県庁環境・ゼロカーボン推進課	089-912-2347